

はじめに

「人権」という言葉からあなたはどんな印象を受けますか。

私たちは、「人権」とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合う心によって守られるものだと考えています。

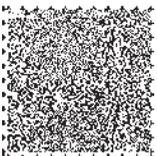
また、子どもたちに対しては、自分自身を含む一人一人に、幸せに生きていくための大切な権利があることを伝えています。

「人権」は、誰でも心で理解し、感じることのできるものです。しかし、現実の社会では、いじめや虐待等によって子どもの命が奪われることや、インターネット上に個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長したりするような投稿がされることがあります。また、障害のある人や外国人、アイヌの人々、性的マイノリティ等に対する不当な差別や偏見、部落差別（同和問題）やハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。どうすればこのようなことをなくせるでしょうか。

この冊子では、本年6月に公表された「令和6年版人権教育・啓発白書」（※）に基づき、我が国の主な人権問題とその取組について概要を説明しています。

この冊子が、多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を送ることのできる共生社会の実現に向けて、様々な人権問題を、自分以外の「誰か」のことではなく、自分のこととして考え、人権を尊重した行動をとるきっかけとなれば幸いです。

令和6年9月
法務省人権擁護局



※「令和6年版人権教育・啓発白書」は、法務省ホームページで公開しています。是非ご覧ください。

令和6年版人権教育・啓発白書

